

第5次 宇都宮市 男女共同参画行動計画



計画の主な取組や特徴

- 世代や活動の場に応じた固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組を推進します。
- 女性の経済的自立や活躍に向けた取組と男性の家庭参画を含めたワーク・ライフ・バランスを推進します。
- DV対策を含めた様々な困難を抱える女性への幅広い支援の充実を図ります。
- L G B T Qなど多様な性に対する理解促進と、性差に応じた生涯にわたる健康についての理解を深める取組を推進します。

固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性を取り巻く様々な課題への対応

本市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年度に「宇都宮市男女共同参画推進条例」を制定し、この基本理念のもと、4次にわたる「男女共同参画行動計画」において、男女共同参画意識の醸成や雇用の場における女性活躍の推進、配偶者からの暴力対策など、様々な施策を総合的に推進してきました。

第5次となる行動計画では、これまで進めてきた取組を土台として、依然として根強く残る固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた対応をはじめ、女性の経済的自立に向けた就労支援や、様々な分野における女性活躍の推進、男性の家庭参画促進や多様な性への理解促進、更には不安や困難な問題を抱える女性への支援などの、様々な課題に対して取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、本市が目指すSDGsの達成や、スーパースmartシティを構成する「地域共生社会」などの構築に向け、男女が共に活躍できる社会を実現するため、「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ一体的に推進してまいります。

計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとられない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

目指すべき姿

多様な価値観が尊重され、
人と人とのつながりを大切にし、誰もが活躍できる社会

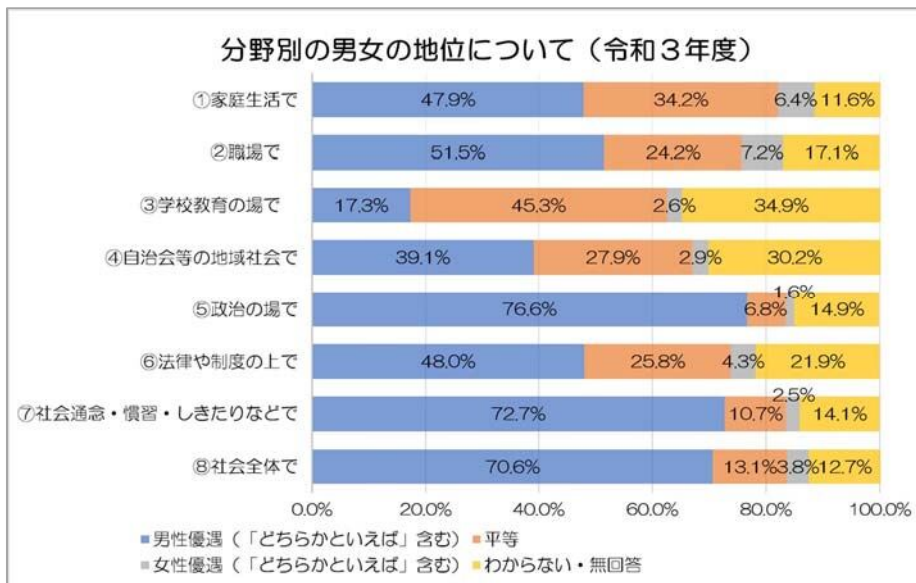
人生100年時代を迎え、一人ひとりの人生が多様化する中、あらゆる人が互いの価値観を尊重し合い、人と人とのつながりを大切にしながら、性別に関わらず誰もがさまざまな分野で活躍できる社会を目指すもの

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

「男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透」に向けては、固定的性別役割分担意識に捉われず、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指すことが大切です。

このため、働き方や暮らし方の根底にある固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、慣行の見直しに向け、世代や活動の場に応じたきめ細やかな啓発等の取組を推進します。

また、男女共同参画意識を醸成するためには、子どもの頃から学習することや有意義な情報を得ることが重要であることから、幼少期から学ぶ機会の提供や、市民への様々な媒体を活用した情報発信を通じて男女共同参画意識を醸成する取組を推進します。



出典）宇都宮市

「学校教育の場」での平等感は進んでいますが、その他の場においては、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



具体的な推進事業

■世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消

- ・固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、世代に応じた啓発を実施します。

■活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消【重点施策】

- ・企業において、女性活躍や男性の育児休業取得促進などに向けた男女共同参画意識を醸成するため、セミナー等を実施します。
- ・地域において、男女共同参画や女性参画に向けた意識を醸成するため、女性活躍の事例集等を活用した啓発を実施します。

■若年層における男女共同参画の教育の推進

- ・小・中・高・大学生等への男女共同参画をテーマとした出前講座や、小・中学生へのキャリア教育を実施します。

■男女共同参画の学習機会の充実

- ・男女共同参画推進団体と協働で運営を行う、市民企画講座を実施します。

■男女共同参画についての広報・啓発活動

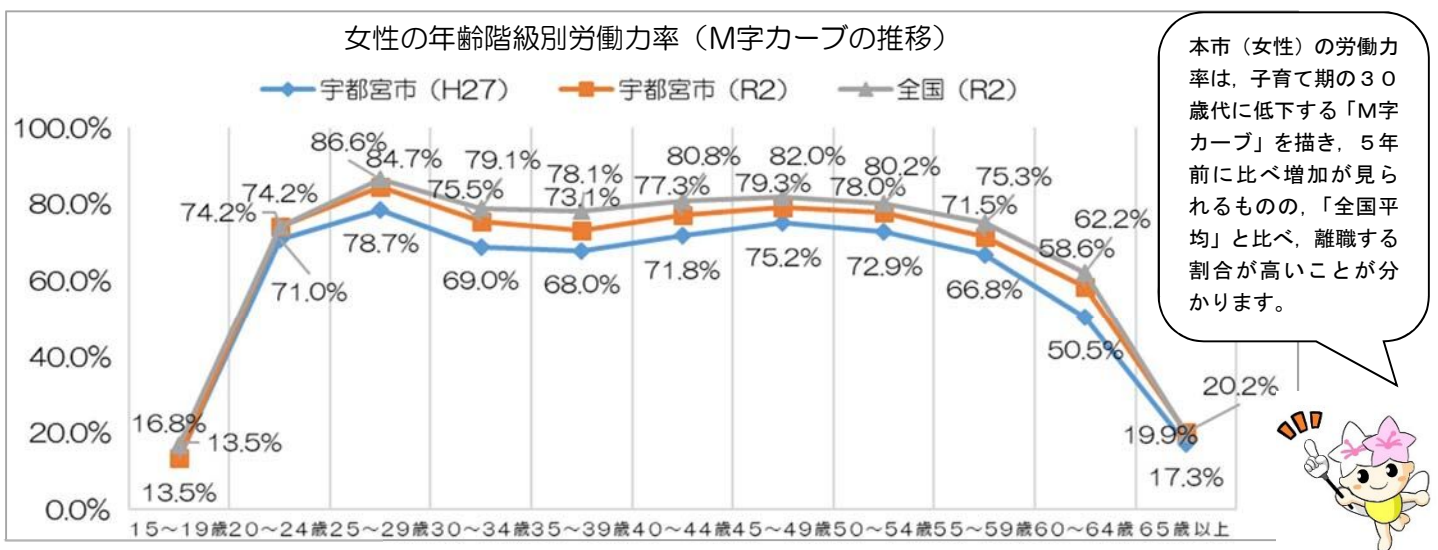
- ・男女共同参画推進月間や週間において、広報紙や情報誌、SNS等を活用して広く市民に周知します。

さまざまな分野における男女共同参画の推進

「さまざまな分野における男女共同参画の推進」に向けては、誰もが自らの希望に沿って、仕事や家庭生活、地域活動などさまざまな分野に参画し、個々の能力を發揮しながら活躍できる社会を目指すことが大切です。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、雇用の場において活躍できるよう、女性の経済的自立に向けた人材育成や就労支援、保育・介護サービスなど両立支援の充実を図るとともに、能力を發揮し活躍できる職場環境の整備促進、男性の家庭参画も含めたワーク・ライフ・バランスの取組を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、男女ともに様々な活動への参加を促進し、地域・社会における男女共同参画を推進します。

また、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、審議会等への女性の登用促進や、企業・地域に対し女性役員登用の意義等について周知啓発を行います。



出典) 令和2年国勢調査

具体的な推進事業

■女性の活躍に向けた人材育成・就労支援【重点施策】

・女性のキャリア形成支援に繋がる講座の開催や女性のデジタルスキル習得・就労支援事業を実施します。

■仕事と子育てや介護等との両立支援

・保育所や認定子ども園の整備促進、仕事と子育て家庭のインターンシップ事業を実施します。

■働きやすい職場環境整備に向けた支援

・働きやすい職場環境整備を促進するため中小企業等を支援します。

■男性の家庭参画の促進【重点施策】

・企業における男性の育児休業取得を促進するため、啓発講座等を実施します。

■女性のチャレンジへの支援

・女性の起業講座や就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

■地域における男女共同参画の推進【重点施策】

・防災活動などの地域活動における男女共同参画の推進や、地域の女性団体の活躍に向けた支援を行います。

■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進【重点施策】

・女性人材バンクを設置・活用し、審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

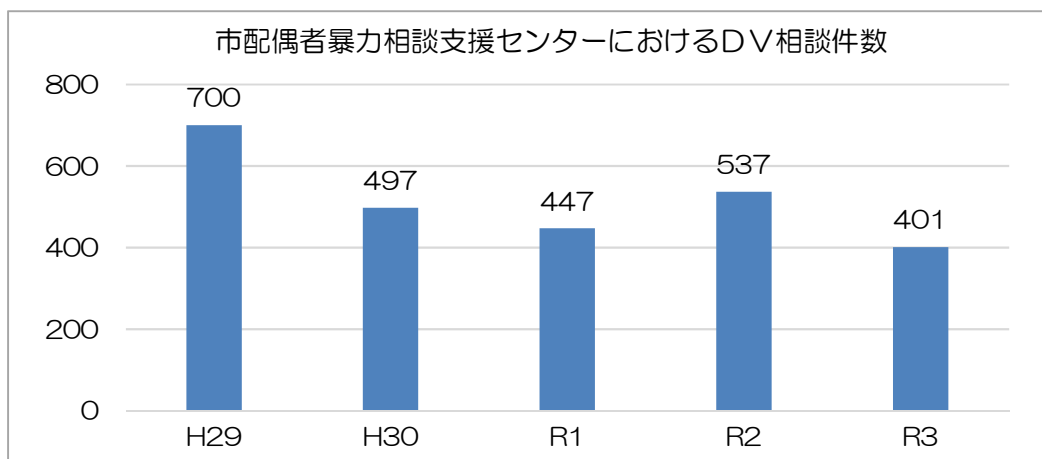
・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

III 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

「一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」に向けては、すべての人が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合いながら、安心して暮らせる社会を目指すことが大切です。

このため、DVの未然防止に向けた若年層からの意識啓発や、DV被害者一人ひとりの状況に応じた相談支援などに関係機関・団体等と連携を強化するとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組むほか、さまざまな困難を抱える女性に対し、市民に身近な地域で活動するNPO等と連携した、きめ細かな相談支援に取り組むなど、地域における支え合いによる支援を強化します。

また、一人ひとりが多様な性や互いの身体的特性を十分に理解し合い、自分らしく生きていくことができるよう、多様な性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点を踏まえ、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組めます。



出典) 宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

本市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、令和3年度は4年前と比較し大きく減少しています。



具体的な推進事業

■配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実【重点施策】

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者とその子どもへの支援の充実など、総合的・一体的なDV対策を推進します。

■女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組めます。

■不安や困難を抱える女性への支援【重点施策】

- ・支援が十分に行き届いていない女性に対し、「つながりサポート女性支援事業」等により相談体制の強化を図ります。

■多様な性についての理解促進【重点施策】

- ・企業における「多様な性」に関する理解促進を図り、性別に関わりなく誰もが働きやすい職場環境整備のための取組を推進するため、セミナー等を実施します。

■性についての教育・学習機会の充実

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性教育を実施します。

■性差に応じた生涯にわたる健康支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点を持ち、男女がともに身体的特性について理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、健康講座や周知啓発を実施します。

計画を推進するために

① 市民・事業者・関係団体等との協働

市民、事業者、男女共同参画推進団体等の主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策・事業に取り組みます。

② 男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同

参画の推進

男女共同参画の推進拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

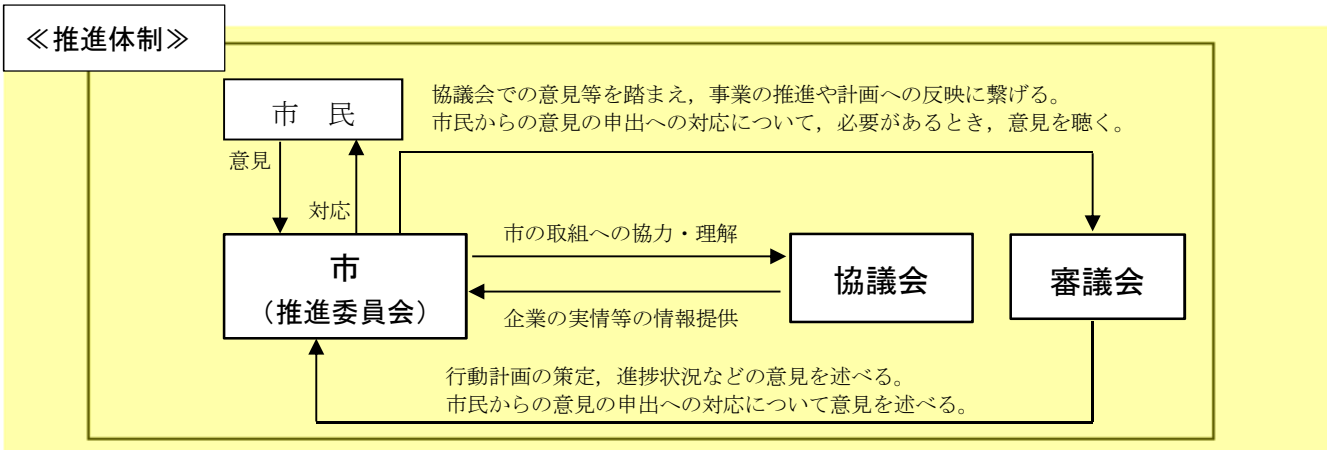
- (1) 学習・研修 講座や講演会、研修会を開催します。
- (2) 相談支援 男女共同参画に関する相談・指導を行います。
- (3) 交流・市民活動支援 市民、事業者、民間団体等の支援や人材育成に取り組み、各主体の交流を促進します。
- (4) 情報収集・提供 男女共同参画に関する情報の収集・提供、学習活動支援等を行います。

平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



③ 庁内外の総合的な推進体制

- (1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」
 - ・行動計画の策定、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。
- (2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」
 - ・行動計画の策定、進捗状況などの男女共同参画の推進に関する事項に対し、意見を聴取します。
- (3) 行政、関係機関・団体等から成る「みやシャイン女性活躍推進協議会」
 - ・本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。



④ 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、年次報告を作成し、行動計画の進捗状況を公表します。

⑤ 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

☆印はDV防止法対応

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会
の実現に向けた
意識の浸透

1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消

活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消(●★)

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

若年層における男女共同参画の教育の推進

男女共同参画の学習機会の充実

男女共同参画についての広報・啓発活動

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の推進

3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

女性の活躍に向けた人材育成・就労支援(●★)

仕事と子育てや介護等との両立支援(★)

働きやすい職場環境整備に向けた支援(★)

男性の家庭参画の促進(●★)

4 地域・社会における男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援(★)

地域における男女共同参画の推進(●)

5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進(●★)

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進(★)

基本目標Ⅲ

一人ひとりの
人権が尊重された
社会づくり

6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実(●☆)

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 困難を抱える女性への支援

不安や困難を抱える女性への支援(●)

8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

多様な性についての理解促進(●)

性についての教育・学習機会の充実

性差に応じた生涯にわたる健康支援

計画の目標

「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」を着実に推進し、計画の進捗度合を図るため、基本目標ごとに成果指標を設け、目標値の達成を目指します。

第5次宇都宮市男女共同参画行動計画の成果指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

| 成果指標 | 過去値 (平成28年度) | 現在値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|---|-------------------|----------------|----------------|
| 1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合（賛成又はどちらかと言えば賛成の割合） | 27.9% (平成30年度) | 21.8% | 12% |
| 2 社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合 | 12.7% | 13.1% | 25% |

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

| 成果指標 | 過去値 (平成28年度) | 現在値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|---|------------------|-----------------|----------------|
| 3 女性の就業率（25～44歳まで） | 60.8% (平成27年) | 61.4% (令和2年) | 67% |
| 4 民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職） | — | 10.0% | 20% |
| 5 男性の育児休業取得率 | — | 〔参考値〕 24.9% | 38% |
| 6 ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、効果が出ていると感じている事業所の割合 | 11.6% | 23.1% | 46% |
| 7 社会活動に参加する市民の割合※1 | — | 36.6% | 46% |
| 8 審議会等委員に占める女性の割合 | 24.6% | 26.5% | 40% |

※1 PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

| 成果指標 | 過去値 (平成28年度) | 現在値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|---------------------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 9 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合 | 18.3% | 2.2% | 0%に近づける |
| 10 女性に対する暴力や様々な悩みなどの相談窓口を知っている市民の割合※2 | 〔参考値〕 47.8% | 〔参考値〕 48.4% | 78% |
| 11 この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合 | 34.7% | 32.7% | 45% |
| 12 つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数 | — | 56団体 | 90団体 |
| 13 LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合 | 41.0% | 66.5% | 90% |

※2 市女性相談所・配偶者暴力相談支援センターのほか、県・国等の相談機関の窓口

第5次宇都宮市男女共同参画行動計画 概要版

令和5年2月発行・編集：宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL028(632)2346 Fax028(632)2347

E-mail u1810@city.utsumoniya.tochigi.jp